

決議

医薬品卸は、平時においても災害などの緊急時においても、医薬品供給を通じて医療に貢献すべく、また、医薬品の流通改善について、関係者と連携しつつ、その推進に努めてきた。一方、昨年11月には、独占禁止法違反の疑いで公正取引委員会による強制調査が当連合会の会員構成員に対して行われた。関係者の不信を招き、国民に疑念を生じさせることとなったことを重く受け止めなければならない。

現在、新型コロナウイルス感染症が、人々の生活、ひいては、日本の社会経済活動に大きな影響を与えている。医療についても、感染症対策が推進される状況下において、その逼迫が懸念され、外来の大幅な減少、入院による手術の延期など、平常時とは全く様相を異にしている。

医療がこのような深刻な局面にある折、2021年度を初年度とする中間年の薬価調査・薬価改定の議論が開始されたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどの医薬品卸は、医療機関・保険薬局から納品以外の訪問自粛を要請されているため、営業活動が行えず、配送業務を中心に活動せざるを得ない状況である。価格交渉については、見積書の提示どころか、条件面での調整も行えていない。中間年の薬価調査に当たっては、単品単価契約、早期妥結などを積極的に推進するとされたが、医療機関・保険薬局においてもそれらに対応する余裕がなく、適切な価格交渉を行うことは困難な状況である。

大衆薬については、感染予防の大切さが指摘されるなど、セルフメディケーションの重要性が再認識されている。セルフケア関連市場の活性化を図り、セルフメディケーションの更なる推進に向けて取り組んでいかなければならない。

当連合会は、これまでに例のない大きな困難に立ち向うべく、令和2年度通常総会に当たり、次のとおり決議する。

1. 公正かつ自由な競争に十分に留意するなど、コンプライアンスの徹底を図りつつ、社会的信頼の回復に向けて重大な決意をもって取り組む。
2. 新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況下において、感染防止に努めるとともに、医薬品の安定供給が自らの最大の使命であることを再認識し、医療に支障を生じさせることのないよう全力で取り組む。
3. 新型コロナウイルス感染症の影響により、中間年の薬価調査・薬価改定について議論された当時とは、医療や医薬品流通の現況は大きく異なっている。このような状況下では、中間年の薬価改定の実施方針は見直すべきである。

令和2年5月28日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会